

御殿場市民会館自家用電気工作物の保安管理業務仕様書

1 業務場所

御殿場市民会館敷地内

2 実施根拠

「電気事業法第43条第1項」

3 契約対象自家用工作物の概要

需要設備	容量	1,000 kVA	電圧	6,600 V
非常用予備発電装置	容量	250 kVA	電圧	200 V
発電所	容量	— kVA	電圧	— V
小出力発電設備	容量	— kVA	電圧	— V
配電線路	容量	— kVA	電圧	— V
絶縁監視装置設置の有無（低圧電炉の漏電状況を監視する装置を言う）				○有・無

4 点検時期

	需要及び非常用予備発電装置	発電所	小出力発電設備	配電線路
月次点検	隔月	—	—	—
年次点検（停電/無停電）	毎年1回	年次点検は毎年1回（月次点検を含む）		
年次点検（細密）	3年1回			
臨時点検	必要の都度			

5 業務内容

設置している自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務。

6 実施結果の報告

業務報告書は、市からの要望があった際にすぐに提出できるよう準備しておくこと。
ただし、作業中に異常等が認められた場合は直ちに報告し、改善策の提出等を行うこと。

7 その他

- （1）業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負う。
- （2）この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。